

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きる翌日が休日とある場合)
に当たる場合は、(当日起きる翌日)

鳥取県知事 第五百十一号
鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十一月鳥取県条例第三十四号）
第十三条第一項の規定に基いて、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のように指定したので、同条第二項の規定により公示する。

昭和五十八年六月七日

鳥取県知事 西 鹿 四 次

三 次

◆告示 青少年に有害な図書類の指定

保険医療機関等の指定

悪臭防止法による規制地域の変更

悪臭防止法による規制基準の設定

土地改良事業計画の適否の決定 (11件)

入会林野整備計画の適否の決定

保安林の指定の解除

保安林の指定の解除予定

開発行為に関する工事の完了 (11件)

◆公 告 火薬類取扱保安責任者試験の実施

即
時

| 指定番号 | 種別 | 題 目 | 図 書 号 | 発 行 記号等 | 類 别 | 表 示 さ れ た 発 行 所 名 |
|------|---------------|-------------------------------------|----------------------------|------------|-------|-------------------|
| 993 | 雑誌その他 の刊行物 | 特写最前线 ア・セツクス | VOL. 2 アウト・ド | T A 7-C | アリス出版 | |
| 994 | " | 性器露出マンガ MAYUMI 6人の少女 MANTAKU集 | D E ヤ 8 | D O企画 | | |
| 995 | " | フォトジェニカ フォトジェニカ | 下半身磨擦熱! 愛は子宮を教う 第22号 | F J 7-C | 海鳴書房 | |
| 996 | " | VIBRATION 女肉快楽本 | 器物挿入 | V L 7-C | アリス出版 | |
| 997 | " | お姉さんの白い肌犯す | D E ツ 7 | セイント企画 | | |
| 998 | " | エラチオ 美穂子 体温 体温 残り香 | 穴いちりッ | D E ツ 8 | アリス出版 | |
| 999 | " | MASTER NOTES 2 G・スポーツ | M M 7-C | 土曜出版新社 | | |
| 1000 | " | エロス・アップ エロス・アップ 第6卷第6号通巻77号 | ナシバで乱行 乱行 | E P 6-C | アップル社 | |
| 1001 | " | 私、売ります 吉岡かすみ・篇 | VOL. 1 第1弾 | D E ツ 1 | アリス出版 | |

| | | | | | | | | | |
|------|---|---|-------------|---------------|------|---|---------------------------------------|--------------------|------------|
| 1002 | " | 華魁 | OR-7-C | ロア出版 | 1018 | " | エロチック・ゾーン EROTIC ZONE | 3 2 5 | グリーン企画 |
| 1003 | " | TROPICAL MAGIC | D E- ロ 9 | office JET | 1019 | " | 姫女破り 女高生シリーズNo.1 喪失エレジー | 0 9 1-A A 0 2 5 | ブランシングプレ |
| 1004 | " | ギャルトピア ギャルトピア 少女陰部の香り | T P- 7-C | 株式会社 土曜出版社 | 1020 | " | LIPS/ SUPER REAL GAL | 1 0 1-A 0 0 3 | BOOK BORN |
| 1005 | " | ボッキング 強姦魔 | B K- 7-C | アップル社 | 1021 | " | おんな情報 女のSEX | 0 J- 7-C | 土曜出版社新社 |
| 1006 | " | エロス・アップ エロス・アップ 強姦 第6卷第7号通巻78号 | E P- 7-C | アップル社 | 1022 | " | 性報告 スカットさわやか!! 性報告 濡肉を闇開 第1卷7号通巻2号 | H S- 7-C | 株式会社 |
| 1007 | " | エロス・フォーカス 第1卷第7号通巻2号 | E F- 7-C | 株式会社 | 1023 | " | パンチ Punch | D D- ヤ 6 | office JET |
| 1008 | " | 調教 少女地獄 | D E- ツ 5 | LANDA—SS | 1024 | " | 午前一時の快楽泥棒 | 3 2 6 | グリーン企画 |
| 1009 | " | 近親相姦 ポクの妹は18歳 | D E- ツ 6 | DO企画 | 1025 | " | 柔肌の証 | 3 3 5 | グリーン企画版 |
| 1010 | " | なめずり 外人娘本生 どんな体位もOK! | D D- タ 5 | アリス出版 | 1026 | " | ボディ・チャンス BODY・CHANCE | — | アルファ出版 |
| 1011 | " | 変態理容室 理容士蘭子 | D D- チ 5 | アリス出版 | 1027 | " | 発情期淫姦 | D D- チ 1 | 株式会社セイント |
| 1012 | " | SEX訪問販売 | D D- チ 9 | アリス出版 | 1028 | " | 性報告 フェラチオ好き 性報告 フェラチオ 第1卷6号通巻1号 | H 6-C | 株式会社 |
| 1013 | " | Shower ピニ本よりワイセツ少女の 犯され現場! 変態挿入 | S W- 7-C | トライビジョン | 1029 | " | 少女白書 オナソしたくなる本 少女白書 指淫喪失 第三巻第七号 | S H- 7-C | トライビジョン |
| 1014 | " | KAREN | D E- ヤ 7 | office JET | 1030 | " | PINK BOX 热女 猥姦 | D 7-C | 株式会社 |
| 1015 | " | 鏡の部屋 | D E- ツ 2 | DO企画 | 1031 | " | PUSSY 超ヘンタイ性愛 変態挿入 VOL 16 | P U- 7-C | 株式会社 |
| 1016 | " | 本番女子大生ホテトル いたづら | D E- ツ 4 | DO企画 | | | | | |
| 1017 | " | 激白 Magazine 女の子って成長が 早いのデニス/ 第1巻第2号 | G M- 7-C | 機ビケン | | | | | |

鳥取県告示第五百十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十八年六月七日

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|--------|-------------|-------------|
| 竹田内科医院 | 鳥取市本町二丁目一〇九 | 昭和五十八年五月十六日 |

一 変更に係る規制地域

| 町村名 | 規制地域の区分 |
|-----|------------------------|
| 淀江町 | C区域 淀江町大字西原の一部、大字佐陀の一部 |

二 一の地域に係る規制基準

悪臭防止法第四条第一号に規定する工場その他の事業場の敷地の境界線の地表における規制基準は、次の表に掲げる値を大気中の濃度の許容限度とし、同条第二号に規定する工場その他の事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準は、同表に掲げる値を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和四十七年總理府令第三十九号）第二条に定める方法により算出して得た流量を許容限度とする。

| アンモニア | メチルメタル カブタンル | 硫化水素 | 硫化メチル | トリメチルアミン |
|-------|-----------------|------|-------|----------|
| 五 | ○・〇一〇 | ○・二〇 | ○・二〇 | ○・〇七〇 |

（注）表中の数値の単位は、PPMである。

鳥取県告示第五百十三号

次のとおり悪臭物質に係る規制地域を変更するので、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第六条の規定により告示し、昭和五十八年六月十四日から施行する。

昭和五十八年六月七日
なお、関係図面は、鳥取県衛生環境部環境保全課及び淀江町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第五百十四号

悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第四条第一号及び第二号の規定に基づき、悪臭物質に係る規制地域について、悪臭物質の排出に係る規制基準を次のとおり定め、昭和五十八年六月十四日から施行する。

なお、関係図面は、鳥取県衛生環境部環境保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十八年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

二の基準に係る規制地域

| 町村名 | 区 | 域 | | |
|-----|---|---|--|--|
| 国府町 | 国府町大字奥谷の一部、大字宮下の一部、大字町屋の一部 | 郡家町大字郡家の一部、大字井古の一部、大字稻荷の一部、大字下坂の一部、大字奥谷の一部、大字宮谷の一部、大字福本の一部、大字下門尾の一部、大字門尾の一部、大字堀越の一部 | 郡家町大字郡家の一部、大字井古の一部、大字稻荷の一部、大字下坂の一部、大字奥谷の一部、大字宮谷の一部、大字福本の一部、大字池田の一部、大字久能寺の一部、大字万代寺の一部、大字土師百井の一部、大字右田百井の一部、大字大坪の一部 | 大字下坂の一部、大字奥谷の一部、大字宮下の一部、大字町屋の一部 |
| 八東町 | 八東町大字安井の一部、大字才代の一部、大字徳丸の一部、大字北山の一部、大字富技の一部、大字用呂の一部 | 八東町大字勝見の一部、大字浜村の一部、大字下坂本の一部、大字日光の一部、大字宝木の一部、大字奥沢見の一部、大字殿の一部、大字飯里の一部、大字下石の一部、大字上原の一部、大字山宮の一部、大字睦逢の一部、大字会下の一部、大字郡家的一部、大字高江の一部、大字八幡の一部、大字下原の一部、大字八東水の一部、大字宿の一部、大字土居の一部、大字重高の一部、大字二本木の一部、大字上光の一部、大字下光元の一部、大字常松の一部、大字富吉の一部、大字酒津の一部 | 八東町大字安井の一部、大字才代の一部、大字徳丸の一部、大字北山の一部、大字富技の一部、大字用呂の一部 | 八東町大字安井の一部、大字才代の一部、大字徳丸の一部、大字北山の一部、大字富技の一部、大字用呂の一部 |
| 氣高町 | | | | |
| 國府町 | 國府町大字奥谷の一部、大字宮下の一部、大字町屋の一部 | 郡家町大字郡家の一部、大字井古の一部、大字稻荷の一部、大字下坂の一部、大字奥谷の一部、大字宮谷の一部、大字福本の一部、大字下門尾の一部、大字門尾の一部、大字堀越の一部 | 郡家町大字郡家の一部、大字井古の一部、大字稻荷の一部、大字下坂の一部、大字奥谷の一部、大字宮谷の一部、大字福本の一部、大字池田の一部、大字久能寺の一部、大字万代寺の一部、大字土師百井の一部、大字右田百井の一部、大字大坪の一部 | 大字下坂の一部、大字奥谷の一部、大字宮下の一部、大字町屋の一部 |
| 國府町 | 國府町大字奥谷の一部、大字宮下の一部、大字町屋の一部 | 郡家町大字郡家の一部、大字井古の一部、大字稻荷の一部、大字下坂の一部、大字奥谷の一部、大字宮谷の一部、大字福本の一部、大字下門尾の一部、大字門尾の一部、大字堀越の一部 | 郡家町大字郡家の一部、大字井古の一部、大字稻荷の一部、大字下坂の一部、大字奥谷の一部、大字宮谷の一部、大字福本の一部、大字池田の一部、大字久能寺の一部、大字万代寺の一部、大字土師百井の一部、大字右田百井の一部、大字大坪の一部 | 大字下坂の一部、大字奥谷の一部、大字宮下の一部、大字町屋の一部 |
| 東郷町 | 東郷町大字松崎の一部、大字龍島 | 羽合町大字上浅津の一部 | 青谷町大字青谷の一部 | 鹿野町大字鹿野の一部、大字今市の一部 |
| 東郷町 | 東郷町大字松崎の一部、大字龍島 | 羽合町大字上浅津の一部 | 青谷町大字青谷の一部 | 鹿野町大字鹿野の一部、大字今市の一部 |
| 三朝町 | 三朝町大字砂原の一部、大字三朝の一部、大字山田の一部、大字横手の一部、大字大瀬の一部 | 関金町大字関金宿の一部、大字大鳥居の一部 | 東伯町大字徳方の一部、大字浦安の一部、大字保の一部、大字丸尾の一部、大字逢東の一部、大字八橋の一部 | 三朝町大字砂原の一部、大字三朝の一部、大字山田の一部、大字横手の一部、大字大瀬の一部 |
| 三朝町 | 三朝町大字砂原の一部、大字三朝の一部、大字山田の一部、大字横手の一部、大字大瀬の一部 | 関金町大字関金宿の一部、大字大鳥居の一部 | 東伯町大字徳方の一部、大字浦安の一部、大字保の一部、大字丸尾の一部、大字逢東の一部、大字八橋の一部 | 三朝町大字砂原の一部、大字三朝の一部、大字山田の一部、大字横手の一部、大字大瀬の一部 |
| 赤崎町 | 赤崎町大字別所の一部、大字赤崎、大字出上の一部 | 淀江町大字今津の一部、大字淀江の一部、大字西原の一部、大字佐陀の一部、大字中間の一部、大字小波の一部、大字福岡の一部、大字稻吉の一部、大字高井谷の一部、大字中西尾の一部、大字福頼の一部、大字福井の一部、大字西尾原の一部、大字本宮の一部 | 赤崎町大字別所の一部、大字赤崎、大字出上の一部 | 赤崎町大字別所の一部、大字赤崎、大字出上の一部 |
| 赤崎町 | 赤崎町大字別所の一部、大字赤崎、大字出上の一部 | 淀江町大字今津の一部、大字淀江の一部、大字西原の一部、大字佐陀の一部、大字中間の一部、大字小波の一部、大字福岡の一部、大字稻吉の一部、大字高井谷の一部、大字中西尾の一部、大字福頼の一部、大字福井の一部、大字西尾原の一部、大字本宮の一部 | 赤崎町大字別所の一部、大字赤崎、大字出上の一部 | 赤崎町大字別所の一部、大字赤崎、大字出上の一部 |
| 名和町 | 名和町大字御来屋の一部、大字名和の一部、大字西坪の一部、大字東坪の一部、大字小竹の一部、大字倉谷の一部、大字豊成の一部 | | | |
| 名和町 | 名和町大字御来屋の一部、大字名和の一部、大字西坪の一部、大字東坪の一部、大字小竹の一部、大字倉谷の一部、大字豊成の一部 | | | |

二 規制基準

悪臭防止法第四条第一号に規定する工場その他の事業場の敷地の境界線の地表における規制基準は、次の表に掲げる値を大気中の濃度の許容限度とし、同条第二号に規定する工場その他の事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準は、同表に掲げる値を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）第二条に定める方法により算出して得た流量を許容限度とする。

| 二硫化メチル | アセトアルデヒト | スチレン |
|--------|----------|------|
| ○・〇〇九 | ○・〇五 | ○・四 |
| | | |
| | | |

（注）表中の数値の単位は、PPMである。

鳥取県告示第五百十五号

昭和五十八年二月二十四日付で赤崎町から申請のあつた土地改良（尾

張地区は場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書及び条例の写し

昭和五十八年六月七日

智頭町役場

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年六月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤崎町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百十六号

昭和五十八年三月二十九日付で智頭町から申請のあつた土地改良（山形地区は場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書及び条例の写し

昭和五十八年六月八日から二十日間

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百十七号

昭和五十八年四月二十一日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（添谷地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年六月七日

昭和五十八年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

黒坂後ヶ谷入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年六月八日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十八年六月七日

指定理由の消滅

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百二十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年六月七日

- 一 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡泊村大字宇谷字濱山八二九の一
- 二 保安林として指定された目的
魚つき
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第五百二十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百二十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡関金町大字掘字奥宮原ノ武三四八八の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由

昭和五十八年六月七日

| | |
|--|---|
| <p>鳥取県安事 西 鹿 叫 次</p> <p>開発許可の年月日及び地印 昭和五十八年三月三十日 鳥取県知事認可第十九号</p> <p>開発区域に令せらるる地図の名称 米子市彦名町字流田上11</p> <p>開発許可を受けた者の住所及び氏名 米子市大篠津町八九一 瀧田純一</p> | <p>イ 乙種 火薬類取扱保安責任者試験</p> <p>(2) 試験課目 ア 火薬類取締りに関する法令</p> <p>イ 一般火薬学</p> <p>2 試験の期日及び場所 (1) 試験の期日 昭和58年8月2日(火) 10時から12時まで (2) 試験の場所 鳥取市及び米子市</p> |
| <p>火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第31条第3の規定により、甲種 火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験を次のとお り実施する。</p> <p>昭和58年6月7日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> | <p>3 受験手続</p> <p>次の書類を鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課に提 出すること。</p> <p>(1) 受験願書</p> <p>(2) 履歴書</p> <p>(3) 写真</p> <p>縦6センチメートル、横5センチメートルのものであつて、出願前 6か月以内に撮影した正面半身像のものを受験願書の所定の欄には り付けること。</p> <p>(4) 住民票抄本</p> <p>なお、受験願書及び履歴書は、鳥取県総務部消防防災課及び鳥取県建 設業協会各支部に備えている所定の用紙を使用すること。</p> |
| <p>1 試験の種類及び試験課目 (1) 試験の種類 ア 甲種 火薬類取扱保安責任者試験</p> | <p>4 受験手数料及びその納付方法 (1) 受験手数料 3,000円 (2) 納付方法</p> |

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。この場合消印しないこと。

- 5 受験願書の受付期間
昭和58年6月15日(水)から同月30日(木)まで(郵送による場合は、昭和58年6月30日(木)までの消印のあるものに限る。)
- 6 受験票
受験願書を受け付けた者には、受験票を交付する。
- 7 その他
不明な点は、鳥取県総務部消防防災課(電話0857-66-7065)に問い合わせること。